

## 議案第13号

渋川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和5年2月27日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例

(渋川市立幼稚園保育料等徴収条例の一部改正)

第1条 渋川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年渋川市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第3条中「保育料等」を「保育料」に、「月末」を「末日までに」に、「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 預かり保育料は、翌月末日までにその月分を教育・保育給付認定保護者から徴収する。

(渋川市保育所条例の一部改正)

第2条 渋川市保育所条例（平成18年渋川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項を次のように改める。

保育所を利用させた子どもの保育等に要する費用（以下「保育料等」という。）は、その教育・保育給付認定保護者（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）又は扶養義務者から徴収する。ただし、市長は、渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年渋川市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。）第4条の規定に基づき、保育料を減額し、又は免除することができる。

第4条第2項中「渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年渋川市条例第10号）」を「利用者負担条例」に改め、同条第3項中「延長保育の保育料」を「通常の保育時

間外に実施する保育に要する費用（以下「延長保育料」という。）」に改め、同条第4項中「一時預かりの利用料」を「児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業に要する費用（以下「一時預かり利用料」という。）」に改め、同条第5項中「保育料、延長保育の保育料及び一時預かりの利用料（以下「保育料等」という。）」を「保育料等」に改め、同項第3号中「一時預かりの提供を受けた日」を「当日」に改め、同条第6項中「者」を「場合」に改める。

別表中「児童」を「子ども」に改める。

（渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部改正）

第3条 渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年渋川市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改める。

（渋川市立認定こども園条例の一部改正）

第4条 渋川市立認定こども園条例（令和2年渋川市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、同項第2号中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改め、同項第3号中「第19条第1項第3号」を「第19条第3号」に改める。

第6条第1項本文中「に入園させた」を「を利用させた」に、「保育に」を「保育等に」に、「保育料」を「保育料等」に改め、「その」の次に「教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）又は」を加え、同条第3項中「（以下「延長保育」という。）の保育料」を「に要する費用（以下「延長保育料」という。）」に改め、同条第4項中「（以下「一時預かり（一般型）」という。）の利用料」を「に要する費用（以下「一時預かり（一般型）利用料」という。）」に改め、同条第5項中「（以下「一時預かり（幼稚園型）」

という。)の利用料」を「に要する費用(以下「一時預かり(幼稚園型)利用料」という。)」に改め、同条第6項中「保育料、延長保育の保育料、一時預かり(一般型)の利用料及び一時預かり(幼稚園型)の利用料(以下「保育料等」という。)」を「保育料等」に改め、同項第2号中「延長保育の保育料」を「延長保育料」に改め、同項第3号中「の利用料 一時預かり(一般型)の提供を受けた日」を「利用料 当日」に改め、同項第4号中「の利用料 毎月末日」を「利用料 翌月末日」に改め、同条第7項中「子どもの扶養義務者」を「場合」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条中洪川市立認定こども園条例第2条の改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

#### 理 由

子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

**澁川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表**  
**澁川市立幼稚園保育料等徴収条例（平成18年澁川市条例第101号）の一部改正**  
 （第1条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（徴収時期）</p> <p>第3条 <u>保育料</u>は、毎月末日までにその月分を<u>教育・保育給付認定保護者</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>をいう。以下同じ。）から徴収する。</p> <p>2 <u>預かり保育料は、翌月末日までにその月分を教育・保育給付認定保護者から徴収する。</u></p>	<p>（徴収時期）</p> <p>第3条 <u>保育料等</u>は、毎月月末 _____ その月分を<u>支給認定保護者</u>（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項に規定する<u>支給認定保護者</u> _____ をいう _____。）から徴収する。</p>



(略)

備考 (略)

(略)

備考 (略)

## 渋川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

渋川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年渋川市条例第10号）の一部改正

（第3条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（利用者負担額）</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号（法附則第9条第1項の適用がある間は、同項第1号イ、第2号イ（1）及びロ（1）並びに第3号イ（1）及びロ（1））に規定する<u>教育・保育給付認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（利用者負担額）</p> <p>第3条 法第27条第3項第2号、第28条第2項各号、第29条第3項第2号及び第30条第2項各号（法附則第9条第1項の適用がある間は、同項第1号イ、第2号イ（1）及びロ（1）並びに第3号イ（1）及びロ（1））に規定する<u>支給認定保護者</u>の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市が定める額は、それぞれ当該規定の政令で定める額を限度として、規則で定める。</p> <p>2 （略）</p>

澁川市立幼稚園保育料等徴収条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

澁川市立認定こども園条例（令和2年澁川市条例第9号）の一部改正

（第4条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第19条第1号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（2） 2号認定子ども <u>支援法第19条第2号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（3） 3号認定子ども <u>支援法第19条第3号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保育料等）</p> <p>第6条 <u>こども園を利用させた子どもの保育等に要する費用</u>（以下「<u>保育料等</u>」という。）は、その<u>教育・保育給付認定保護者（支援法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。）</u>又は<u>扶養義務者から徴収する</u>。ただし、市長は、澁川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年澁川市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。）第4条の規定に基づき、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>通常の保育時間外に実施する保育に要する費用</u>（以下「<u>延長保育料</u>」という。）の額は、日額200円とし、月額上限を3,000円とする。</p> <p>4 <u>児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業に要する費用</u>（以下「<u>一時預かり（一般型）利用料</u>」という。）の額は、別表のとおりとする。</p> <p>5 <u>1号認定子どもに係る教育課程の時間外に行う一時的な預かりに要する費用</u>（以下「<u>一時預かり（幼稚園型）利用料</u>」という。）の額は、日額100円とする。ただし、長期休業期間中は、日額200円とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 1号認定子ども 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）<u>第19条第1項第1号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（2） 2号認定子ども <u>支援法第19条第1項第2号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（3） 3号認定子ども <u>支援法第19条第1項第3号</u>の支給認定を受けた子ども</p> <p>（4）・（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（保育料等）</p> <p>第6条 <u>こども園に入園させた子どもの保育に</u>要する費用（以下「<u>保育料</u>」という。）は、その<u>扶養義務者から徴収する</u>。ただし、市長は、澁川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平成29年澁川市条例第10号。以下「利用者負担条例」という。）第4条の規定に基づき、保育料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 <u>通常の保育時間外に実施する保育</u>（以下「<u>延長保育</u>」という。）の<u>保育料</u>の額は、日額200円とし、月額上限を3,000円とする。</p> <p>4 <u>児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業</u>（以下「<u>一時預かり（一般型）</u>」という。）の<u>利用料</u>の額は、別表のとおりとする。</p> <p>5 <u>1号認定子どもに係る教育課程の時間外に行う一時的な預かり</u>（以下「<u>一時預かり（幼稚園型）</u>」という。）の<u>利用料</u>の額は、日額100円とする。ただし、長期休業期間中は、日額200円とする。</p>



## 6 保育料等

\_\_\_\_\_は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 延長保育料 \_\_\_\_\_ 翌月末日
- (3) 一時預かり（一般型）利用料 当日

\_\_\_\_\_

(4) 一時預かり（幼稚園型）利用料 翌月末日

7 前項の規定にかかわらず、退園する場合 \_\_\_\_\_ は、退園する日までに保育料等を納付しなければならない。

6 保育料、延長保育の保育料、一時預かり（一般型）の利用料及び一時預かり（幼稚園型）の利用料（以下「保育料等」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までに納付しなければならない。

- (1) (略)
- (2) 延長保育の保育料 翌月末日
- (3) 一時預かり（一般型）の利用料 一時預かり（一般型）の提供を受けた日
- (4) 一時預かり（幼稚園型）の利用料 毎月末日

7 前項の規定にかかわらず、退園する子どもの扶養義務者は、退園する日までに保育料等を納付しなければならない。